

公 示

水先法施行規則第 22 条の 5 第 5 号に定める知識及び技能の基準（水先法施行規則第 22 条の 5 第 5 号の国土交通大臣が定める基準を定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 505 号））の要件を満たすものとして認定するために国土交通大臣が行う試験を下記のとおり実施するので公示する。

令和 7 年 5 月 23 日

神戸運輸監理部長

記

- 1 試験区分 大阪湾区、備讃瀬戸区及び来島区
（筆記試験・口述試験）
- 2 試験開始日及び試験場所
令和 7 年 7 月 24 日（木）
神戸運輸監理部 5 階 海技試験場
（神戸市中央区波止場町 1－1 神戸第 2 地方合同庁舎内）
- 3 申請書受付期間及び提出場所
令和 7 年 5 月 23 日（金）～令和 7 年 6 月 24 日（火）
神戸運輸監理部 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課

受験申請に必要な書類

1. 能力認定申請書
2. 航海実歴書
3. 写真1枚 (縦11センチ、横8センチ)
4. 能力認定申請書及び航海実歴書に記載されている事項の確認に必要な次のいずれかの書類
 - イ 船員手帳又はその写し
 - ロ 海員名簿
 - ハ 日本船舶以外の船舶（日本船舶を所有することができる者が借り入れ（裸傭船に限る。）したものを除く。）に乗船した履歴については、当該船舶の船籍国の領事の証明書
- ニ 移動対象船員派遣認定申請書又はその写し
5. 航海実歴書に記載された航海の事実を証する次のいずれかの書類
 - イ 港長の交付する入出港届記載事項証明書
 - ロ 港長の交付する危険物荷役許可書又はその写し
 - ハ 航海日誌若しくは船用航海日誌（又は船舶所有者の真正である旨の証明のあるそれらの写し）
6. 宣誓書
7. 1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約により、締約国が発給した条約に適合する資格証明書又はこれに代わる臨時業務許可証の写し。
8. 航海実歴回数の軽減を申請する場合には、操船シミュレーター講習の課程を実施する施設が交付する講習修了証明書

【お問い合わせ先】

神戸運輸監理部 海上安全環境部 船員労働環境・海技資格課
TEL：078-321-7053